

「事前登録申請に関する詳細事項」(A 1 等級企業用)

1 全体事項

申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。 郵送の場合は投函日)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付けて下さい。

2. 個別事項

(1) 平成27年度(2015年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度(平成17年4月施行)」及び「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」に基づく表彰とします。
- ・「国土交通行政功労者及び団体の表彰」は、企業名及び工事名が記載されている表彰とします。「優良施工業者(工事部門)表彰」、「安全施工業者表彰」、「災害復旧等功労業者(工事部門)表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・評価対象期間は、平成27年度(2015年度)表彰以降から入札公告日までの表彰とします。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。

<提出書類>

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンプ登録(竣工時登録内容確認書)の写し(又は、入札公告文などで受賞した工事の種類がわかるもの)

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。
- ・優良工事等表彰を受賞した建設工事の種類毎に資料を提出してください。

(2) 地域精通度

- ・主たる営業所の所在地は事前登録申請書(表紙)に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。

(3) 災害協定の締結

- ・当該工事の入札公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との大規模災害時の支援活動に関する協定を評価します。
(企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業を評価対象とします。)

<提出書類>

- ・当該地域振興局等と締結した協定書の写し
- ・当該地域振興局等と締結した協定書第5条に基づき、地域振興局等に報告した令和2年度の協力体制の内容の写し(協力体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる書類)

申請上の注意点

- ・協定書の写し、令和2年度(2020年度)の協力体制内容の写しを提出。
(協定を締結している組織が発行した証明書ではありません。ただし、提出時点において、令和2年度(2020年度)の体制表が未作成の場合は、最新のものを提出しても構いませんが、当該年度の体制表を地域振興局等に報告した場合は、速やかに(一財)熊本県建設技術センターにも当該年度の体制表の写しを提出してください。)

(4) 過去2年間又は平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する「災害支援活動」の実績

- ・評価対象の災害応急活動は、
 - ①過去2年間(平成30年度(2018年度)～令和元年度(2019年度))に、国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設^{※1}の災害応急活動
(道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施した活動は対象となりません。)
 - ②平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する支援活動^{※2}
 - ③平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設^{※1}の災害応急活動
(道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施した活動も対象となります。)とします。
 - ※1：国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり防止法、下水道法、水道法等における施設、及び建築物等施設とします。
 - ※2：災害救助法第四条及び災害救助法施行令第二条に記載された活動
- ・発注工事を管轄する地域振興局等(熊本土木事務所を含む)内での実績を評価対象とします。なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。

<添付書類>

- ・国、県又は県内市町村の証明書の写し

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。

(5) 過去2年間の「社会貢献活動」の実績

- ・令和2年(2020年)6月1日以降に入札公告する工事の評価対象期間は、平成30年度(2018年度)～令和元年度(2019年度)です。いずれかの年度において、美化活動を行った場合に評価します。
- ・評価対象の社会貢献活動及び提出書類は以下のとおりです。

【企業単独での活動】

- ①ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動実績
(「道の里親運動」協定については、ロードクリーンボランティア協定とみなします。)
- ②くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動実績
- ③県管理海岸における美化活動(流木処理等)の実績

<提出書類>

- ・協定書の写し(上記③は除く)
- ・社会貢献活動区域の地図(別添様式-2による)
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し(様式自由)

【団体での活動】

- ④各建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った公共施設の美化活動等の公共性、公益性に資する社会貢献活動の実績

<提出書類>

- ・建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動内容がわかる新聞記事等の写し
- ・参加企業毎に2名以上が参加していることを証明する資料(活動日報など)

申請上の注意点

- ・「ロードクリーンボランティア」、「くまもとマイリバーサポート」は協定に基づいた活動が評価対象です。よって、協定締結日以前の活動や、協定区間外の活動は評価対象となりません。
- ・県管理海岸の美化活動における活動報告書は、くまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用します。
- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、参加企業毎に2名以上が参加していないと評価対象となりません。

(6) 震災関連等工事の受注件数

- 震災関連等工事とは、以下のとおりです。
 - 平成 28 年熊本地震・豪雨災害、平成 29 年九州北部豪雨及び平成 24 年九州北部豪雨に係る復旧工事
 - (1)に係る関連工事：
 - ・ 災関緊、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事
 - ・ (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業（通常事業を含む）に係る工事
- 評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課又は企業局が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- 評価対象の期間は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに元請として受注契約した工事。
- 評価対象の金額は、当初請負額 1,500 万円以上、若しくは、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が 1,500 万円以上の工事。
- 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の工事とします。
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が 1,500 万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額 1,500 万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て 1,500 万円未満であっても、全ての合計額が 1,500 万円以上場合は、1 件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数=1件(合冊工事計)

- 合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事については、最終請負額が 1,500 万円以上の工事も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。）

○震災関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

●平成 24 年発生広域大水害に係る復旧・関連工事

【土木部所管工事】

- 川河川激甚災害対策特別緊急工事
- 川砂防激甚災害対策特別緊急工事
- 白川又は黒川流域治水対策河川（社会資本）工事
- 川単県河川災害関連（起債）工事
- 川単県砂防（広域大水害分）(○○○) 工事 等

●平成 28 年発生熊本地震又は豪雨災害に係る復旧・関連工事

【土木部所管工事】

- 川（道路の場合は、国道又は県道○○線 等）28 年発生・・・災害復旧工事
- 川河川等単県災害復旧工事
- 線単県道路災害復旧工事
- 川単県砂防施設災害復旧工事
- 災害復旧事業（○○○）工事 等

【農林部所管工事】

- 地区営農地等災害復旧事業（○○）第○号工事
- 地区営農地等災害復旧事業第○号工事
- 管内県有林道災害復旧工事
- 管内林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事

- ・〇〇管内治山激甚災害対策特別緊急事業第〇号工事
- ・〇〇管内災害関連緊急治山事業第〇号工事
- ・〇〇管内復旧治山事業火山地域（〇〇）第〇号工事
- ・〇〇管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業（〇〇）第〇号工事
- ・〇〇管内単県治山（〇〇）（〇〇）事業第〇号工事
- ・〇〇管内復旧治山事業通常地域（〇〇）第〇号工事
- ・〇〇28年発生漁港災害復旧工事 等

【教育庁施設課】

- ・〇〇28年地震災害復旧（〇〇）工事 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語がつかない工事名でも震災関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも震災関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・令和元年度（2019年度）事前登録項目の認定通知書を所有している場合には、必ず提出して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、その工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

<提出書類>

- ・令和元年度（2019年度）事前登録項目の認定通知書
- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額500万円以上の工事）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が1,500万円以上の工事申請の場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）

(7) 管外^{*1}（主たる営業所以外）での震災関連等工事の受注実績

- ・評価対象の工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課又は企業局が発注した土木一式工事を管外で元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の期間は、平成28年（2016年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、若しくは、令和2年（2020年）3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、その工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの管外での受注実績がある場合は新規に申請して下さい。
- ・評価する工事は5件までとします。
- ・上記以外の震災関連等工事の定義や合冊工事の取り扱い、提出書類等については、原則として「(6) 震災関連等工事の受注契約件数」と同様とします。

※1：管外とは、主たる営業所が存する「地域振興局管内又は熊本土木事務所管内」以外とします。

(8) 山都町内での震災関連等工事の受注実績

- ・評価対象の工事は、熊本県（土木部、農林水産部、教育庁施設課又は企業局）又は山都町が発注した土木一式工事を山都町で元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の期間は、令和元年（2019年）7月1日から令和2年（2020年）3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、若しくは、令和2年（2020年）3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・評価する工事は2件までとします。
- ・上記以外の震災関連等工事の定義や合冊工事の取り扱い、提出書類等については、原則として「(6) 震災関連等工事の受注契約件数」と同様とします。

3 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の3項目が事前登録更新の対象となります。

①企業評価の優良工事等表彰：

前回申請以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合
（登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。）

②地域精通度（主たる営業所の所在地）：

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③災害協定の締結：

前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記3項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（9時00分～17時00分）

※郵送の場合は、15日の17時00分までに必着のこと。（書留郵便に限る）

『翌月1日以降の入札公告の工事に適用します。』

(3) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター <持参又は郵送（書留郵便）>

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194
TEL 0964-28-6926

4 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

『申請日の翌日から起算して14日後以降の入札公告の工事に事前登録認定通知書による評価を適用します。』

(2) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター <持参又は郵送（書留郵便）>

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194
TEL 0964-28-6926

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491

- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

（一財）熊本県建設技術センター TEL 0964-28-6926